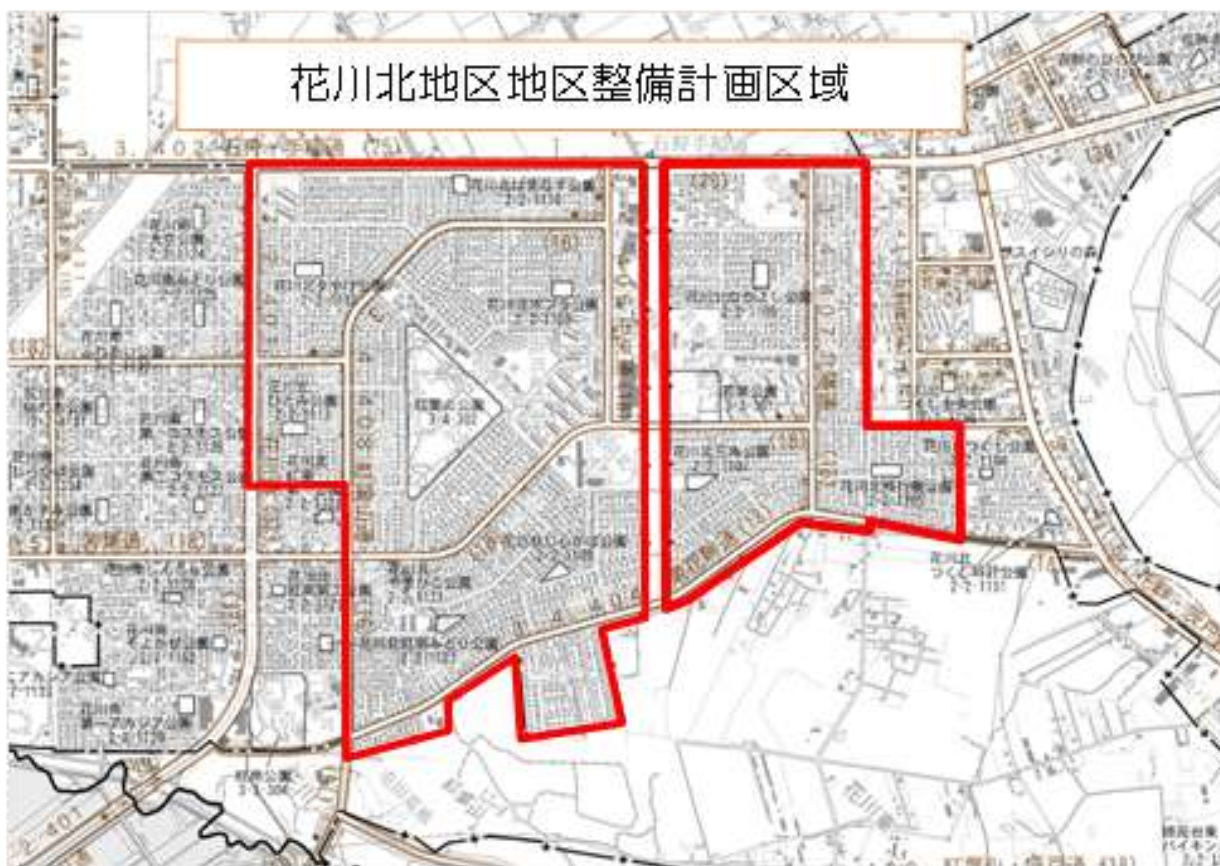


## 石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改正について

本市では、地区計画に関する都市計画の決定にあたっては、都市計画の目的をより確実に実現し、適正な土地利用と健全な都市環境を確保するため、当該地区計画の規定のうち一部の事項を条例に定めることとしています。現在、札幌圏都市計画地区計画（花川北地区及び石狩都心地区）の変更手続きを進めており、そのことに伴い「石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例」の一部を改正します。

### 改正内容

#### 1. 花川北地区地区整備計画区域



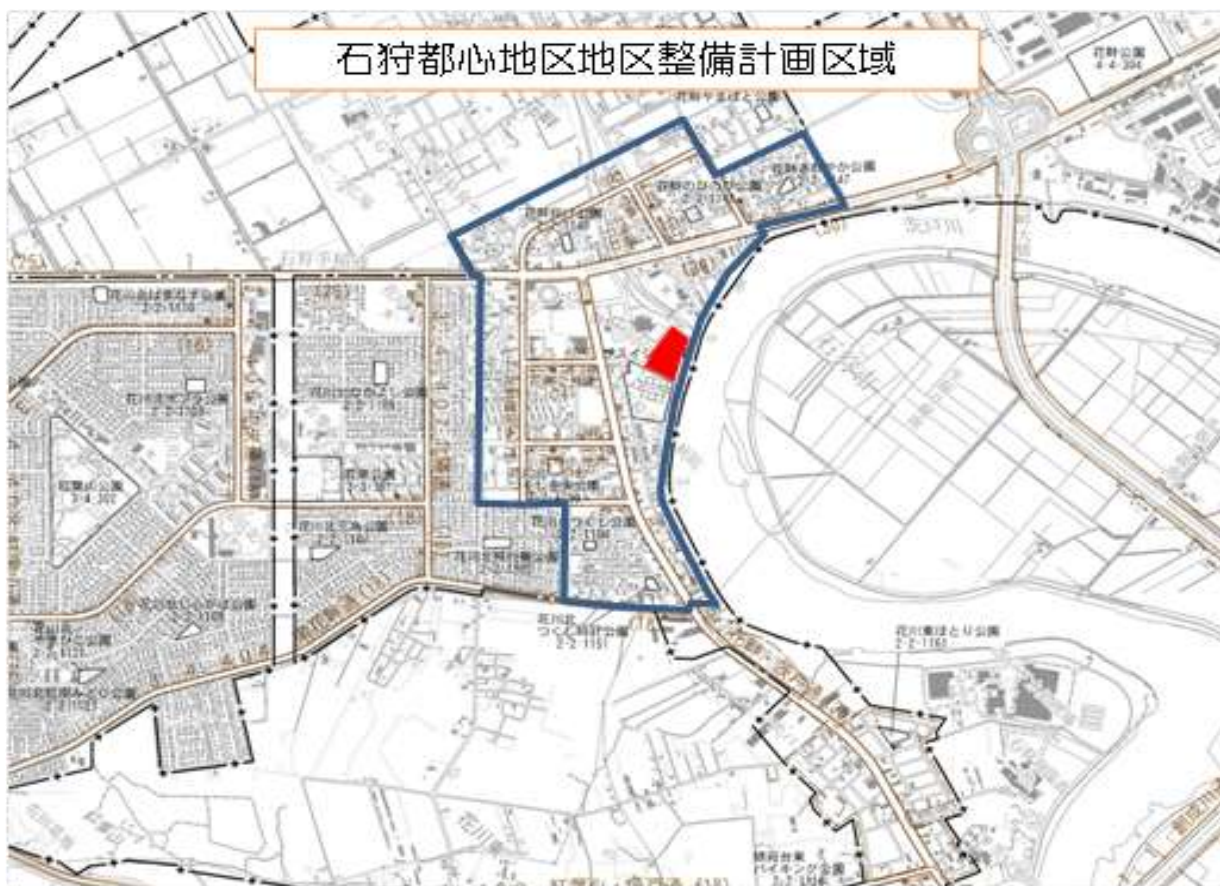
低層専用住宅地区を低層一般住宅A地区に改め、第一種低層住居専用地域で建築できる建築物のうち、3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く建築物を建築できるようにします。

低層一般住宅地区を低層一般住宅B地区に改め、建築の用途の制限と建築物の容積率の最高限度の規定を廃止します。

地区サブセンター地区において、立地できる建築物の用途に事務所、幼稚園を追加します。

※ 具体的な内容は、参考資料をご覧ください。

## 2. 石狩都心地区地区整備計画区域



計画地区に教育支援地区を新設（図中の赤い区域）し、博物館や学校給食センターが立地できるようにします。

※本条例に違反した場合には、罰則（20万円以下の罰金）があります。